

都心における公共的空間の活用に向けた検討支援業務

仕 様 書

令和3年11月

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

仕様書

第1 業務名

都心における公共的空間の活用に向けた検討支援業務

第2 一般事項

- 1 この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「都心における公共的空間の活用に向けた検討支援業務」の委託に適用する。
- 2 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- 3 受託者は契約後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- 4 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等（以下、「成果品等」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。
- 5 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- 6 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理する。
- 7 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- 8 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- 9 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- 10 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- 11 個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱注意事項」を厳守すること。
- 12 委託者は、不可効力（感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
- 13 この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

第3 業務の目的

本業務は、都市計画や建築基準法に基づく総合設計制度等を活用して整備された公共的空間（以下、「公共的空間」という。）の所有者やイベント事業者等へのアンケート調査を通じて、公共的空間の活用に関する意向やニーズを把握することで、既存の公共的空間が有効に活用されるための取組等を検討することを目的とする。

第4 業務の概要

- 1 所有者等へのアンケート及びヒアリング調査
- 2 イベント事業者等へのヒアリング調査
- 3 課題の整理と取組の方向性の検討

第5 業務内容

- 1 所有者等へのアンケート及びヒアリング調査
公共的空間の所有者等（20者程度）へ活用に関するアンケート及びヒアリング調査を実施し、その取りまとめ及び分析を行う。
 - (1) アンケートは、本市より貸与するリストから、滞留のための広場など、利活用が可能と想定される公共的空間を本市と協議のうえ選定し、その所有者等（20者程度）を対象として行う。ヒアリングは、アンケートの調査対象のうち、利活用の意向がある所有者等（5者程度）を対象として行う。
 - (2) 委託者と受託者で十分な協議を行ったうえで受託者が調査票を作成し、アンケート及びヒアリング調査を実施する。
 - ア アンケート調査は、原則郵送によること。
 - イ ヒアリング調査は、所有者等との直接面談又はリモート面談（主にオンライン上でビデオ通話などによって行われる面談のことをいう。）によること。
 - (3) アンケート及びヒアリング調査の結果を取りまとめて分析し、公共的空間の活用に対する所有者等の意向を整理する。
- 2 イベント事業者等へのヒアリング調査
イベント事業者等に対し公共的空間の活用に関する意向やニーズについて、ヒアリング調査を実施し、その取りまとめ及び分析を行う。
 - (1) ヒアリングの調査対象は、本市と協議のうえ選定することとする。（5者程度）
 - (2) 委託者と受託者で十分な協議を行ったうえで受託者が調査票を作成し、ヒアリング調査を実施する。
- 3 公共的空間の有効活用に向けた課題の整理及び取組の方向性の検討
公共的空間が有効に活用されるため、1及び2を踏まえた課題の整理と改善に向けた取組の方向性の検討を行う。

第6 業務期間

契約日から、令和4年3月15日(火)まで

第7 貸与資料

- 1 平成 28 年度 都心における都市開発制度運用方針の策定に向けた調査
検討業務報告書
- 2 その他必要となる資料

第8 成果品の提出

本業務の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

- 1 業務報告書 A4 判 2 部
- 2 電子データ CD-ROM 1 枚
 - (1) 業務報告書データ ワード及び PDF データ
 - (2) その他関連資料 ワード及び PDF データ

第9 想定スケジュール

		10	11	12	1	2	3
初回打ち合わせ				■			
① アンケート	資料作成			■			
	調査実施				■		
	分析					■	
② ヒアリング	資料作成			■			
	調査実施				■		
	分析					■	
③ まとめ							■

※スケジュールについては、初回打ち合わせ時に必ず確認すること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。